

〈第二日目・各部門別討議のまとめ〉

―八〇年度活動報告と八一年度研究課題―

一、人権・啓発部門

今回の研究者会議において、各部会の研究テーマと、最近の悪質な差別事件の分析の二点について報告と討議を行なっていきました。

まず、各部会の今年の研究テーマとして、まず、人権部会におきましては今年も、八つの研究テーマが設定されております。まず一九七五年に「地名総鑑」の差別事件が発覚してから五年が経過し、闘いを展開してきたが、この間の闘いの総括と今後の方向性を明確にすることが、第一のテーマとしてあげられています。

第二のテーマは、昨年、プライバシー保護に対するOECDの勧告がでしたが、そのプライバシー保護に関する調査・研究を行ない、その中で、「地名総鑑」や民間調査機関に対する法的規制の問題を考えていくことです。

第三のテーマは、最近の差別事件の分析と過去の歴史的総括をふまえた上で、糾弾闘争の理論的整理を行なうことがあげられています。

第四のテーマは、昨年「国際人権シンポジウム」が開か

れましたが、諸外国における人権擁護制度を調査、比較研究し、日本の人権擁護制度の今後の基本的方向を明らかにしていくことです。

第五のテーマは「国際人権規約」が昨年批准されましたが、知られてない権利は守られないのですから、普及、宣伝、その具体化と完全批准にむけた研究とキャンペーンをやりたいということです。

第六のテーマは、一昨年、十二月に国連で採択された「女性差別撤廃条約」の批准のとりくみについて婦人部会と協力しながらすすめていくということです。

第七のテーマは、まだ、日本が署名していない十五に及ぶ人権に関する条約があるが、これについての研究や紹介をおこなっていくことです。最近「難民条約」の批准という動きがでてきていますが、それについて内容が紹介されていない為、歪んだ形で解釈されてしまうという問題点もでてきているという報告もありました。

第八のテーマは、今年「国際障害者年」であり、この総会でも、記念講演をもちましたが、さらに、研究とキャンペーンをおこなっていくことです。

以上のように八つの柱が設定され、研究活動の具体的な方向が明らかにされました。

次に、社会啓発部会においては、今日、新たな啓発の内

容と方法の創造的な発展が求められています。そのため  
に次の五つのテーマが設定されています。

第一に、意識調査や訪宅研修の結果から、偏見の分析や  
同和事業からくる「ねたみ差別」「同和とりすぎ論」の分  
析を行ない、一問一答のパンフを作成し、啓発を行なって  
いくことです。

第二に、今日、頻繁におこっているファッショ的差別事  
件について資料の収集をし、背景の分析と啓発の方向を研  
究していくことです。

第三に、企業内啓発です。近年各地で企業内啓発が活発  
化してきています。「地名総鑑」購入企業をはじめ、その  
他大阪においては、三十人以上の従業員をもつ企業内で、  
同和問題研修推進員が設置され、啓発がおこなわれていま  
す。これを効果あるものにする為には、企業内啓発資料の  
収集や、スライド「生きるII」の学習の手びきと指導案の  
作成にとりくむことがあげられています。

第四に、人権啓発についてです。①「身元調査お断り運  
動」を昨年からすすめてきたが、さらに今後、どの様にす  
すめていくのかということ。②「国際人権規約」の啓発の  
ために、中味を知らない人々に、わかりやすい教材を作成  
し、啓発の方法を研究していく。③最近女性差別、障害  
者差別に関する啓発資料が多数発行配布されていますが、

において、「国連婦人の後期五ヶ年行動計画」がだされまし  
たが、その研究とキャンペーン活動を行なっていくこと  
です。特に、その中で、農村や都市の最も差別され抑圧され  
ている女性に対する総合的施策を推進するということが重  
点課題となっております。これは部落の婦人の問題、「特  
別措置法」の強化改正の問題と結びついており、研究し、  
キャンペーンをおこなっていききたいということがだされて  
います。

第四に、「女性差別一〇番」の成果を踏まえ、差別意  
識の分析を行ない、女性解放の教材づくりにとりくむとい  
うことです。以上大きく四つの研究テーマが設定されてい  
ます。

三部会の報告にもとづいて討議をすすめました。まず、  
差別事件が頻繁に起っていることから、最近の小・中学校  
の差別事件の特徴と背景について討議されました。

最初に、具体的な差別事件の事例がだされ話がすすんで  
いったのですが、その中で、特徴として、差別する子ども  
の動機が単純性が最近の傾向としていえるのではないかと  
又、授業の中で部落問題についてならなかったことが差別用語  
として遊びに使われるということがあげられました。

なぜ、このようなことが起こるのか。その背景として二  
つほど指摘がありました。

差別のとらえ方が不十分なものであります。これでは、  
せつかくの啓発も、差別を温存助長してしまうことにな  
り、これらの分析や批判もおこなっていくことが必要にな  
ってきています。④啓発の対象者が主として成人であり、  
義務教育とは異なる啓発のための組織づくりと運営方法に  
についても研究をすすめていきたい。以上、四つの項目が出  
されました。

第五に、映画などの視聴覚教材や、啓発用の冊子、広報  
など多くのものが、全国的に出されておりますが、これら  
の比較研究をすることです。

以上の五つの柱にそくして、啓発部会の会員をグループ  
にわけ、二カ月に一回のペースで研究することが報告され  
ました。

最後に婦人部会の課題ですが、第一に「女性差別撤廃条  
約」の研究とキャンペーン活動を強化していくことです。  
とりわけ、「女性差別撤廃条約批准促進大阪府民会議」の  
組織化が進められ、ちかく結成される予定ですが、府民会  
議の研究面を婦人部会が担っていかなければならないとい  
うことです。

第二に「特別措置法」強化改正、基本法制定にむけて、部  
落婦人の実態把握と要求の整理を行なうということです。

第三に、昨年のコペンハーゲンでの「婦人世界大会」に

一つは、今まで、子どもをとりまいていた環境の中で自  
然というものが非常に大きなものであったのに、テレビに  
よって、自然というものが全く切り離されてしまい、じっ  
くり物事を考えることのできない子や実感主義的な子ども  
がつけられてきているのではないかと。そして、最近、特に  
危険な傾向として指摘されたことは、小中学生の中で爆発  
的なブームを呼んでいる漫画の中には、ファッショ的な思  
想がはびこっており、子どもに与えている影響が大きいと  
いうことです。

二つめに、受験競争のもので、人をけおとして生きるこ  
としか知らない子どもや、逆に疎外され、欲求不満をもっ  
ている子どもを多くつくりだしていることです。そして、  
同和教育が形式的でおざなりになっており、部落問題学習  
といっても「土・農・工・商・穢多・非人」という歴史的  
起源を学ぶだけの教育しかおこなわれていないのではない  
か。我々が本当に伝えたい内容が伝わらず、ことだけが  
一人歩きしていることが一つの大きな原因であると指摘さ  
れました。

又、教師の傾向として、人権感覚が低くなりサラリーマ  
ン化してきている。同和教育の担い手が戦後の同和教育を  
担ってきた教師層から新しい世代に変化してきているので  
はないか。そこで、学校における差別事件を重視して、教師

の内部においても思想的な闘争を強めていく必要があるのではないかとこの論議の中で強調されました。

つきに人権部会の事務局の阪本君の方から、最近の差別事件の動向について報告してもらいました。一九七九年度、差別事件の件数が一七四三件であったということが法務省から発表されました。しかし、その数字も、我々同盟の独自調査と比較して少ないという点、また、教育、職場(労働)、国鉄、郵政関係の差別事件が除かれているので、実際の事件数はもっと多いということになります。

この差別事件増加の背景として、運動の発展の中で差別を見抜く人もふえてきているので、差別事件として指摘、摘発されるという一つの側面があります。と同時に、ここ数年、同和对策事業がすすむ中で「ねたみ意識」が強くなり、しかも、経済不況と政治の反動化のもとで、差別意識が拡大助長・悪質化してきているという側面を見る必要があるということが指摘されました。この悪質な差別事件の特徴として次の様な指摘がありました。

第一に「部落民をみな殺しにせよ!!」「強制収容所に入れよ!!」こういったファシシ的な性格をもっているものや、女性に対する差別、民族差別とからんでおこっていることです。

第二に、大学の差別落書き事件はあいかわらず後をた

たは、ドイツにおけるヒットラーのユダヤ人に対する迫害の歴史をみてもわかるように、出鼻をくじくという対策が一番大切になってきます。

たとえば、東京において、二月七日の北方領土の日から建国記念日にかけて、連日、右翼の宣伝カーが街中を駆けめぐめるような状態であったと聞いています。また、大阪は、そのような状態ではないけれど、もし、そうならば、手もつけられないほど一定の勢力としてのびてきているのですから、今のうちに適確な対策を打っていく必要があるのではないかとあります。

さらに、我々が注目すべき点として、エスカレートする条件はあるということですが。たとえば、大学の差別事件も、今は、少数の一部の学生であるからといって安心できない。差別事件が何十回と起っても、それに対して抗議行動を学生が組織し、対応策を考え、差別を許さない大学をつくっていくという全学的な動きはまだ弱い。むしろ、一般学生は、差別落書きを見ても無感動、無気力の状態におちいつている。このような事件をおこしている連中が、一定の勢力が力をもつ様になって、学生を誘導するようなことになれば、非常に危険な事になるのではないかとということが指摘されました。

第三に、資本主義国の共通現象としておこっている点で

ないわけですが、以前だとトイレでひそかに落書きをするということが多かったのですが、最近では、大学構内の掲示板であるとか黒板といった場所に差別落書きがおこなわれてきています。このような傾向は、投書とか電話で直接、部イヤがらせとしてやられてきているし、さらに、地域をみた場合、生江の解放会館の立て看板に差別的な文書がはられていたり、保育所の壁に差別落書きがおこなわれたりしています。日の出の子どもたちが通っている同和教育推進校の体育館のカベに落書きされるなど、ひそかにやられていたものが、直接に運動団体あるいは地域に進出し、公然とおこなわれてきている特徴があり、我々は、このような動きに注目する必要があるのではないかとこのことです。

第三に、一定の政治的な意図をもって組織的におこなわれてきていることです。例えば、淡路中学校の体育館の落書きひとつをとってみてもわかる様に、決して一人で書けるものではなく、やはり、数人の者が集って書いたとしか思えないといえます。

討論の中でさらに、この問題について継続して討議をおこないました。

まず第一に、このような差別落書き事件がエスカレートすれば、手をつけられなくなるということです。このこと

す。例えば、フランス、ドイツにおいても、ユダヤ人や外国人労働者にたいするこういった落書き事件、テロがおこっています。世界的現象としてあり、国際的組織とはいえないが、ネオファシズムの動きが各国で非常に活発化してきているので、警戒しておく必要があります。

第四に、啓発のポイントとしてこのような問題を考えたい場合、もう少し、我々が啓発の対象となる人々、市民や学生が、どのような生活をしていてどんな意識をもっているのか、緻密な分析をする必要があります。なぜかといえ、我々の主観的な啓発では効果はあがらず、空まわりするだけにおわってしまうことになりかねません。

それから、もう一点、ファシズムが具体的に、どのようなあらわれてきているのか、日常生活の中から点検する必要があるのではないかと。たとえば、子どものおもちゃであるとか、テレビの番組、あるいは日常接している様々なところに現われてきているファシズムへの動向をもう少し緻密に分析する必要性が指摘されました。

以上で、人権・啓発部門の論議が終わったわけですが、私自身が強く感じたことは、日常の研究部会の活動を強化していく必要性と、会議を頻繁にもち研究を充実させていきたいということでした。

以上で報告を終わらせていただきます。

## 二、行政・経済部門

行政・経済部門の会議は七時半から一一時まで約二〇名の参加をえて行ないました。大きく四つの柱を設定しました。第一に実態調査の集計です。大阪市立大学の上田先生に現状なり今後の方向を報告していただきました。第二に、「特別措置法」の強化・改正に関し、各方面から文章で補強点や、批判がでてきておりますので、その紹介と若干の検討を行ないました。第三に、「特別措置法」の強化改正をめぐり取り組みの状況を運動を広げるという観点で討議をいたしました。第四に、各部会のこれからの一年間の課題について論議をいたしました。

まず第一の実態調査の集計の件です。皆様方のお手元に『部落差別の実態と「特別措置法」強化改正』という本が配られております。この本の四一ページから、上田先生にまとめていただいた報告がでております。これを、かいつまんで報告されました。この段階では全国のおよそ六〇〇の支部からの報告が中間的に集約されたものです。ところが、この中には、県連単位で独自に調査をやっていました埼玉県、福岡県、広島県等の報告が、はいっていない訳です。これをつけ加えますと、およそ、一〇〇〇の部落にな

ります。解放同盟の支部がだいたい二〇〇〇あるわけで、現在二分の一の支部から報告があがってきたことになりまので、かなり全体的な姿が把握できるのではないかと思えます。上田先生の方から、この一〇〇〇の部落を基礎にして三月いっぱいメドとして集約していこうという報告を受けた訳です。したがって、昨日の報告は、この六〇〇の部落の報告になった訳ですけれども、いくつかの特色が報告されました。

全体を通じて言える結論は、やはり、総合的な計画が考えられていない。場当りの行政になってきているのではないかと、いう結論が出されてきているわけでありま。この点に関し大きく三つの分野にまたがって報告されました。

一つは環境の問題であります。いわゆる、立地条件等環境に関する問題ですが、三分の一しか平地になくて、あと三分の二は急斜面あるいは崖下といったところに部落があるという報告が紹介されました。それから、深刻な問題としては、火災の類焼の危険性があるというものが実に八〇％出てきている。このことが、道路の問題とか住宅の過密度の問題と関連しているわけでして、七〇％の道路を改善する必要性があるという報告が出てきています。下水道も排水の問題につきましても、悪臭をなんとかしてもらい

たいという要求が五〇％にも及んでいて、半分の人が悩んでいます。蚊、ハエに苦しんでいるというのが六〇％に及んでいるという報告がでてきております。それから、道路公害です。部落の近くに高速道路がつけられてまして、これも非常にひどいという報告が最近増えておるわけです。し尿処理場も部落の周辺に作られているという報告が多くでてきています。もう一つ大きな問題としては部落の土地が全くないということです。総合計画をやるにしても、まず土地を確保しなければならぬ部落が七〇％にも及んでいます。ところが、現在、土地を確保して、総合計画をやるという制度をとっているのは大阪府だけでありま。

大きく二つめは施設の要求です。施設の要求を分類したわけですけれども、この分類の中でわかってきた大きな問題としては、大きな都市型部落の報告が比較的少ないので、少数点の部落が存在する府県の数字が非常に多くなっています。たとえば長野県、群馬県は部落の戸数が非常に少ないのに件数は非常に大きくなるわけです。これらの支部から一二〇ほどの報告があがっています。そうしますと、それを全体で集計いたしましたして、比率を何％という報告をいたしましたも、正確な比較ができるのかという問題につきあたりま。だから、これからの集計は、部落の戸数を考慮し、いくつかの類型に分けて、要求のパーセント

を出していかないと、小さな部落、大きな部落を混せて比較しますと問題がでてくるのではないかとという点が指摘されました。しかし、こういった中でも、保育所の要求が二五％も出てきています。診療所が三〇％です。まだポスト・公衆電話がないということで要求がでているところが二五％でています。消火栓がないというのが二五％あります。部落の場合、生業者が多いわけですから駐車場がないというのは、その生業に必要な車を駐車できないということになり、全く困るわけで、この駐車場がないというのが四一・％という数字がでてきています。それから住宅の問題ですが「せまい」あるいは「建てかえたい」とか、「新しい家に移りたい」という住宅要求を全て合計いたしますと四二・二％もおよんでいる、という結果がでています。この住宅要求に関わって、非常に過密な部落の中心部がほとんど手つかずの状態で、まわりに住宅が建てられておる。そういった状態もうかがえるという報告がなされました。

大きく三つめは、個人にかかわる問題です。一番大きな問題は、健康を害されている、あるいは、病気になるって人の率が、非常に高く、全国の約三倍になっているということ。その割に、部落の場合は使用可能な医療施設が非常に少なく、又、仕事が非常にきついということが

われています。農業の問題では何らかの理由で小作関係の下で働いている人が二五％に達しています。かなり、他人の土地を借りて働くという型になってきておるわけです。また、土地をもっている人の場合でも、遠いところに、あるいは、非常に日当りの悪いところに土地をもっている。第二種兼業農家が、七四・七％なっているという報告も出ています。雇用の問題については、不安定就労であると答えた人が八〇％、低賃金が八〇％。健康保険がないが六〇％にも及んでいます。だから、低賃金で不安定で不利な状態で働かされているといった点がでておるわけです。そういった実態を踏まえるならば、いわゆる「残事業」という点でも、まだかなりの部分が残っているという結論にならざるをえないということがでてきたわけでありました。

上田先生の報告に関して、いくつか意見が出ました。一つは、今回の集計にあたって、戸数とか規模別に分類して集計していく必要があるんじゃないかということ。二つめは、総合計画が非常に不完全だということ。この総合計画を考える場合、物的施設の問題と同時に仕事保障とか教育の問題等と結びつけて総合計画を考えていく必要があるのではないか。一つの施設をつくっても、その施設が有効に活用されるためには、ある程度の力をもった人がいるわけで、そういう人材を養成していくということと結

びつけて考えないと、建物だけは建ったけれども、全然それが有効に活用されないということが出てくるわけです。そういった意味で今後、総合計画というものを考える場合、物的な施設と同時に、人材養成などを含めた総合計画というものを考えていく必要があるのではないだろうかということでありました。三つめは、まだまだ不十分でありまして、実態調査が非常に重要であるということが強調されました。各都府県別で実態調査が取り組まれておりました。栃木県や埼玉県ではグラフ等で発表しております。この間、全国各地でかなり実態調査がやられてきておりますので、これらを何らかの形で集計し発表する作業とあわせて、中央本部がやりました実態調査の報告ということを考えていく必要があるのではないかということを感じました。わけでありました。中央本部の実態調査をやったところと、各都府県連独自にやったところをミックスしていく必要があるのではないかということを感じました。

次に、第二の「法案」の検討の問題にうつります。社会党案は、この本の中で紹介されています。この他に、一つは同和会から「特別措置法」に関する資料が出ています。

これは昨年十一月二十二日に高知県で開かれた「特別措置法」の再延長決起集会でました文章です。これをみますと、「我々、全日本同和会は結成以来、同和問題解決

に鋭意努力を重ねてきたところである。しかしながら、『同和对策事業特別措置法』の有効期限最終年度を目前にした今日においてもなお幾多の問題が山積しており、今後一層同和行政の積極的な推進ははからなければならないと強く決意しているところである。このためには、政府及び国会において『同和对策事業特別措置法』再延長を議決され環境整備、産業、経済、教育、啓発活動の強化等に一層積極的な推進を期し『同和对策審議会答申』の精神にのっとり、国、地方公共団体の行政責任を果たし、一日も早く同和問題の完全解消を強く要望する右決議する」と決議されています。ということは、同和会としても再延長、しかも、単なる再延長ではなしに、環境・産業・職業については充実、教育、啓発については強化という内容で決議がなされておることがわかります。

ついで、「全解連」と共産党の動向であります。赤旗評論版の一月十九日号の「部落解放特別措置法」要綱欄で社会党に対する批判をしています。

このポイントを言いますと、一つめには目標を明確にしていないということを言っています。彼らの意見は、「同和对策」の目標というものは格差は正におくべきだということなのです。一般地域との格差は正にとどめるべきであって、それ以上であってはならないという意見であり

ます。

二つめには「阻害行為」を名目に言動を規制する危険性があると言っています。私達は「部落地名総鑑」の問題あるいは「差別落書」等の問題をみますと単に説得という問題でなしに、一定の規制ということを考えないとこれを追いつむことはできないんじゃないか。あるいは、国際的にも差別を禁止するという潮流になっている。更にはファッショ的傾向が高まってきておるといふことを考えますと、「阻害行為」の禁止ということもはやさげられないということ。こういう趣旨で社会党案が作られているわけですが、それに対しては、あくまでも、理性的教育にゆだねるべきであって、言論統制につながるようなことはしてはならないという批判を彼らはしてきておるわけでありました。

三つめには属人的基準は差別の解消を妨げるということで、属人的施策をやることに對する批判をやってきています。社会党の案の中に、いわゆる「関係住民」という概念があるわけですが、これに對する批判をしてきておるわけです。社会党案と現行法を比べますと、現行法は地域指定をやるわけです。そして、その地域に對する事業という考えが濃厚なわけです。ところがそれではどうしても環境改善が中心になって、これからの部落問題の解決というもの

を考えますと教育、労働、あるいは啓蒙というものを対象にした考えをもたなければならぬ。そうすると、地域だけでなしに、やはり、個人というものを考えなければならぬ。個人というものを対象にすることによって、生活とか教育とか労働というものがでてくる。あるいは、国民全体を対象にすることによって啓蒙というものがでてくるわけです。そういう意味から「関係住民」という概念を挿入したわけです。ところが彼らは、そう考えることは同和対策とは結局旧身分者に対する贖罪ないし恩恵の措置とならざるをえないと言っておるのです。つまり、先祖が部落出身者であったから事業をうける権利があるんだと彼らの言い分はなっております。

四つめには、市町村に事業を押しつけ財政危機を深化させるという批判をやっております。社会党案のねらいというものは、国が一方的に何もかも決めるのではなく、また市町村にそれを押しつけるのはだめだ。市町村が基本的に計画をたてて、国はそれを尊重して財政的な援助をしていく。つまり、金は出すけれども口は出さないという行政であるべきだ。これが地方自治の趣旨だという考え方が非常に強いわけです。もう一つの問題は、やはり部落差別の実態というものからくるわけです。それは、部落というものは府県ごとに非常に性格がちがいます。あるいは、同じ大

阪でも都市型と、都市近郊型と農村型と違うわけです。あるいは都市でも、部落産業をかかえるところとないところでは全く性格が違うわけです。一つの計画を上でつくって下におろしてけるとなると、これでは十分なものができない。下からとりあげて、上がそれを承認するべきだと、こういう考え方で行くべきだ、実は、そういう構成になってるわけです。これを、共産党は、市町村に事業を押しつけて財政危機を深刻化させると言っているのです。

五つめには、社会党案は何もかも法律と行政に依存している、法律と行政依存型だと言っています。例えば差別事件の問題にしても、これは教育で自主的に解決すべきものであって、規制すべきものでないと批判をしてるわけです。

六つめには、半永久的につづく同和対策事業という批判をやっています。何故、社会党案で特定の年限を書いていないかというと、すべての分野を対象にするというところからきているのです。だから一定の限られた年限では不可能で、環境・教育・労働・啓蒙とかこれらの解決の年限はおのずから異なるわけで、それをすべて網羅した法律をつくるたびに年限をかきることにはできない。だから、可及的速やかに取り組むことにしているのに、この点がねじまげられて、何か同和対策が半永久的につづくかのように批判

をしているわけです。

では彼らはいったいどういう案をもっているのかということですが、前回の延長の時の『前衛』の四一五号、一九七七年九月臨時増刊のっている様です。一つめには、目標を一般地区との格差を正におくといっています。二つめには国の行政責任を明確にしている。国の主体的義務を明確にすべきだと言っています。三つめには、行政機関が直接責任をもって事業を施行すべきだと言っています。いわゆる直接行政ということを彼らは主張しているわけです。四つめには、個人給付は全ての人にまあなく提供されなければならぬということであり、五つめには所得制限を実施すべきだという考え方もあります。六つめには、「同和協」を諮問機関にすべきだ。七つめには、期限は有期限とすべきだ。とこういう意見になっておるようです。

この中で、国の責任、国の主体的義務を明記することは我々も何も異論はありません。あるいは同和協の問題についても、法律の中でうたわっているのもこれはいいと思えます。問題はやはり、一般地区との格差を正という場合の中味です。あるいは直接行政ということが同和行政の性格からみて妥当なのかどうか。これは非常に大きな問題があると思います。個人給付が等しく提供されねばならないと機械的に言われていますが、等しくということには反対では

ありません。しかしそれは、解放の自覚をとらなって適用されなければ、融和行政になっていくわけです。

もう一つは、いくつかの自治体から社会党案に対する意見が出されています。ポイントは三つあります。一つには、社会党案は市町村で下地をつくった上で国が承認してお金を出すという考えになっていますが、もう少し国の責任を強調できないかと、ということ。二つめには、財政の問題で、社会党案の起債のところを見ると「自治大臣の指定したものに關しては」という条項がまだ残っています。これは法案の作成のときに法制局と詰めたときに、この自治大臣の指定ということをはずせないというわけです。そこで、やむをえず入れられたわけですが、自治体側はどうしてもはずしてほしいと言ってきたているわけです。だから、他の法律で自治大臣の指定というものが入ってないのがあるかどうかを調べて追求していかねばなりません。三つめには、運営費です。補助対象の中に運営費の問題を明記してもらいたいというのが出ています。

以上、現状の社会党案を中心にしまして、同和会の考え方、共産党あるいは全解連からの批判、行政からの要望を紹介したわけがあります。そこで論議になりました。

一つめには、研究所のサイドからも格差修正の問題、所得制限導入の問題に関して、本格的に論議していく必要がある

るんではないかという意見が出されました。その点で二つの大きなポイントが出ています。個人給付が性格的に二つに分類できるということが一つの視点ではないかという意見が出ております。一つは生活対策的給付。したがってこれについては所得が高まってくれば当然制限を考えていくということにつながっていくのではないかと。もう一つは個人給付の中でも、奨励的対策の面のものがあるのではないかと。これは、例えば教育に対する奨学金とかです。

もう一つの視点は、部落の実態というものから考えていく必要があるということです。単に現象的にたえば公務員になったからといって個人給付をすべて打ち切るということが、はたして可能なかどうか。というのは、部落差別の歴史を負っているわけですから莫大な借金をかかえてやっと公務員になる人もいるわけです。こういった場合、すぐに所得制限ができるのかどうか。この点と関わって二つめに、格差是正をということで、今ある時点で是正されたからといって打ち切っていくのかどうか。過去の歴史や、今日の差別の状況の中で、少し高めに実施しないと差別は残されることになるという意見が出されはじめた。

三つめの視点としては、同和対策としてやられている事業が将来の社会においてどうなっていくべきなのか、本来どうあるべきなのかということをもっと考えていかねばならないのではないかという意見が出されました。

最後の各部署の今年一年間の報告がなされました。行財政部会に関しては、「特別措置法」の強化、改正案の検討を引き続き強め、とくに国の責務の問題あるいは財政を中心にして社会党案の補強を考えていきたい。さらには法律の運用の改善ということで、付帯決議でいいますと、「法の総合的改正、ならびに、運用の改善について検討すること」というところの問題で、所得制限の問題や窓口問題がでてくるわけです。それに関する論議を強めていこうというところになったのであります。

環境部会については、現在、府段階でも、市町村段階でも十一年の総括が行われています。その報告を分析し、いくつかの部落を類型に分けて総合計画のモデル化をしていく。規模に応じた施設のモデル化を考えていくことが課題です。実は二年ほど続いていて、現在、これを仕上げていく段階です。

医療部会ですが、現在大阪では、病院、診療所を含めて二五の施設がございまして、それぞれ独自の課題をもっています。例えば病院は赤字という問題をかかえ、診療所は地元の要求に応えられないという問題をもっています。そういった問題をどうするかという論議をしたいと思えます。

らないということ。例えば教科書の無償に関しても最初は全ての国民が無償であったわけではなく、最初は部落であるとか、母子家庭であるとかの低所得者層が無償になって、これが国民全体に広まったわけであり。こういった観点を踏まえて、格差是正と所得制限について研究所としてもっと下げていこうという論議をしたわけです。第四には部落差別とは何かとあるいは完全解放とは何かという問題が根底に哲学的なものとしてあるわけです。だから全解放や日共は、格差是正は同和対策で、それ以上のものについては一般対策でやるべきだという考えです。こういった部落差別とは何か、部落差別をなくすとはどういうことかという結論があつて、法律に対する考え方もできておるのであり、解放同盟として、研究所として完全解放とは何か、部落差別とは何かということ踏まえて法律を論議していく必要があるのではないかと。課題が出てきたわけであり。

それから、第三の「部落解放特別措置法」の強化、改正へ向けた運動の方向です。今後は自民党への働きかけが決定的になってきます。やはり地元が重要で大阪府下の自民党を押ししていく必要があるのではないかと、それから市町村の自民党議員や保守系議員への働きかけを強めていくことです。これが自民党に対する働きかけの最も重要なポイントです。

労働部会では、二つ問題が出されます。労働政策にかかわる現行の一般制度は多種多様に存在しますが、活用されていない。知られていない。これをもっと知らせいくために手引書をつくる。それから、七七年に国が労働実態調査を行いました。そして、昨年国会でやっとな出してきた。これを批判的に検討して活用していくことが今年の課題であります。

農業部会ですが、各都府県連でいろんな取組みをやったり、あるいは行政に土地を買わせたりして、それを借りるという形の施策を含めてありますが、その中の成功例をひろい出して、全体化していくため、まとめていこうという報告がなされました。

福祉部会につきましては、労働とよく似ておりまして、現行制度が多種多様にあるのに解放運動の中で活用されていない。その研究、紹介をやっていく。それから、現行制度と同和対策の関連、福祉対策がどのように関連があるのか研究していくことであります。現在の福祉対策のうち特に個人給付とかそういったものにかかわる場合、同和対策というのは非常に少ないわけです。その意味で、一般的にある福祉対策と同和対策との関連といったところを考えた方がいい点であります。今年には国際障害者年でありますし、国際人権規約とか国際的動向の中で福

社がどのように規定されているか、これを考えていきたい。今年、部落の福祉にかかわる実態調査を厚生省がやるというのですが、これを、どういう項目をやらしていくのか、やらせたらそれをどのように活用していくのか、これを考えていきたいという報告もなされました。

産業部会ですが、部落産業だということでは一律に考えるのではなしに、産業実態を把握して、その産業の将来的な育成ということも含めて総合的な計画をたてていきたいとそういった報告がなされました。

### 三、教育・地域部門

日本の政治的、或いは思想的反動化の中で、第二の憂うべき教科書問題というべき事態に達しています。例えば自民党の機関紙「自由新報」等で、教科書問題の特集をやっているという状況の中で、教育・地域部門では当初の予定は、是非この問題について討議しようとしていたのですが、報告者の人が都合で欠席したため、この問題については今後の課題とし、今回はこの半年間の教育・地域部門の主な活動を詳細に報告して討議をし、今後の課題を明らかにしていきたい。

まず、総論部会ですが、イタリアの「一五〇時間プラン

っているわけです。

実際、日本の労働者階級が、同じようにやっていくとなると難しい状況があります。いわば、金属労働者が闘ったように、産別組織としての性格としては難かしいと思う。

がしかし類似の性格として、差別に反対していくという基本姿勢にたつて、今日の教育体制に異議申立をし、その権利を行使していくというような闘いを、日本の部落解放運動の現状にそくしてみるならば、そのような事が可能ではないのかということが考えられる。このことを一つの方向性としてもちながら討議をつづけてきました。

まだまだイタリアの状況が一部の研究者間でしか検討されていないので、更にこの問題について深めながら、実践的に日本の部落大衆の教育の実現を促進し、差別をなくするという主体的な要求の実現という観点から、既存の学校教育体制の中に変革の方向を送りこんでいくというすばらしい教育実践をし、実践の指針としてひきつづき総論部会として検討していきたい。

保育部会では、保育所の保育内容の問題として、自然成長か詰めこみか、遊びか授業かといった二極分解によって保育者が右往左往しているという現状がある中で、今年度は子どもの全生活を教育的に組織するとはどういうことか、そのためには保育カリキュラムの構造がどうあらねば

ン」という、総同盟をはじめとする左翼の労働組合が自らの「学習権」の保障ということで闘って、一九七三年に、金属機械労働者が、この権利を獲得しました。これは、基本的には職能一体化ということですが、具体的に言えば、肉体労働者と知的労働者の格差、或いは南北格差などによる差別の除去ということです。家庭の文化的、経済的違いによって、子供はいろんな点で格差つけられている。そういう差別、選別の教育体制の中で、労働者階級として「学習権」を確立しようという闘いを一九六〇年代からはじめ、いわば大学闘争の延長上に、労働者階級がその闘いをひきおこしていった闘いでした。

その一つの成果が「一五〇時間プラン」という、有給で一五〇時間の「学習権」を保障していくというもので、小、中、高、大とすべてにあてはまるが、単に既存の大学に入るというわけではありません。むしろ労働者そのものが文部省に、その学習内容、方法、或いは選抜の方法などについて自らの権利を行使していくという、いわば批判的学習権というような方向で確立したわけです。詳しいことは省きますが、例えばフィレンツェ大学では、一九六〇～一九七〇年のイタリアの経済発展並に階級闘争、これを基本テーマに学習しています。だから方法としても自らの生活史をもとにして学問を研究していくというようなことをや

ならないかを検討してきました。

一九八〇年度は、飛鳥支部との連携のもとに具体的に地域の現実を検討しながら、毎月例会をもつてきました。

たとえばテレビについても二才児で三時間見ているという子が半数以上いるという厳しい実態、或るいは生活の時間帯そのものが、問題となっている状況があるというようなことが報告されてきています。

遊びの問題でも、なかなか遊べないということも提起されてきています。

その中で、音楽の問題、或るいは遊びの問題などで具体的に検討しながら、いわばひとつのヒナ型を作っていくということになります。

小学校部会は、充分検討が出来ていませんが、特に今日いわゆる「非行」問題、或るいは差別事件の問題等がおこっている中で小学校の時代に、いわゆる仲間作り、解放を担える集団作りをどういう形で組織するのかということ、これまでの全国の同和教育運動の原型の中でそれなりの方向というものがないことはないのですが、また十分に理論的に総括されていません。したがって試行錯誤、又は教科主義になったりといった問題がおこっています。

それを是非小学校部会では、検討し、実践の指針として出していきたいと考えています。



中高部会ですが、四つの課題をかかえて検討してきました。ひとつは、大阪府下の高校生の部落問題に関する意識状況の研究、二つめに府下の高校における解放教育実践の理論的集約、三つ目に府下の地区出身高卒者の進路実態調査、四つ目に「国民的融合論」にもとづく高校における実践及び理論の批判的検討ということです。

昨日は大阪府下の高校生の部落問題に関する意識状況の研究ということで大阪府高等学校同和教育研究会の先生を中心として報告をしていただいたわけですが、この報告の中で特徴的にいわれていたのは、「部落問題をはじめて知ったのは誰からきいて知ったのか」ということについて大阪府や大阪市の成人の調査をすると地位が家庭「父母、祖父母」で知ったというのが多いけれども、今日、高校一年生約一人を調査した結果五五％が先生を通じて知ったという結果です。それから「初めて知った時にどういう感想をもった」という問いに対して、気の毒だと思った三六％、びっくりした一七％、いまだおりを感じた七％、こわいと思った六％、何とも思わなかった二〇％、仕方ないと思った三％、その他九％、ということと義務教育段階における同和教育がまだまだ浸透していない、特に何とも思わなかった二〇％に関して、どう解釈するのかわからない問題があります。それから「部落の起源」については、四三％が

ンケートの限界性を考えるにしても、そう素直に喜べないという問題があります。その他「差別意識をなくすのに有効な手段」に関しては、自然になくなるとか、大人を教育する、分散する等の意見もかなりあります。

先ほど教科書問題の話にふれましたが、最近のいわゆる「非行」問題等をはじめとして、それを逆手にとって、教育の反動化をすすめているような状況の中で、同和教育の実際の内容を、我々がどういう形で構築していくのかという課題が具体的に提起されたわけです。

子供会部会は担当者の欠席のため検討していません。奨学生部会については、地域高校友の会の指導者を中心として奨学生部会を開いており、全研、全奨等々の検討をしてきたが、府県単位で奨学生が組織されているのは大阪といくつかの地域であり、全国的な奨学生組織の実態を研究所の部会としても掌握していく必要があるのではないかといい、今後検討していこうと話していました。

解放会館部会では、いろんな事業をすすめてきたわけだが、解放を担う共同体に対し解放会館がどういう形でかわかっていくのか、課題をとくに検討していく必要があるのではないかといい、それと合わせて、会館の実態調査、或るいは、館事業の点検整備、会館の手引書の作成、近畿ブロック内の連携強化という課題を決めていき

誤った考え方をしているということがでてきます。更に「部落問題にかかわって知っている事項」については、米騒動などはよく知っているが「同対審査申」を知っているものは三％ということ、いわゆる歴史をサラッと流して通っている状況が小・中学校であるのではないかといい、このことは特に注目する必要があると思います。

それから「同和教育は何の時間にやったか」については、「にんげん」を副読本に使ったものが五〇％ということですが、実際にはもっと低い状況だろうと思います。大阪府下の小・中学校の中でも「にんげん」を配布していないところが多数あるということが提起され、検討させていただきますが、実際には「にんげん」を使用していない、あるいは形骸化しているところがあるのも事実ではないかということが、この調査から予想できます。

それから、小中学校の「同和教育の感想について」は、やはりすぎた五％と少ないが、建て前ばかり三九％、自分に関係ない四％です。もっと学びたい九％、授業をうけてよかった三〇％という部分もありますが、この討論の中で山中さんも指摘しているように、非常に建て前で行っているのではないかと。それと公表していないが、学校別の比較をするといわゆる進学校の解答が非常に模範的、この調査からいうと良い方向にたくさん解答があったということ、ア

いということと討議を行なってきました。

その中でいくつか報告されたが、雑誌「部落」で、大津では「解放宣言をしよう」という記事が載っています。一方では同じ滋賀県で教育の実態等で差別の現実を厳しくなっているというような報告があり、いわゆる日共の国民的融合論のある中で、教育の事実に即しているならば、むしろ反対の動向がはっきり出ており、国民的融合論が、教育の中でおそらく破綻していくであろうし、その事を検討しなければならないだろうと思います。

それから私達が解放教育計画検討委員会というものをつくって活動をつづけてきたわけですが、これに対する批判が雑誌「部落問題研究」の最近号に載っており、今後、検討をしていく必要があるのではないかといい。

それから楠さんから問題提起されたわけですが、いわゆる解放の学力の中心について、とくに国際障害者年ということにもかわるが、障害者解放運動の中から、解放の学力というのは、いわば体制内に入りこむ学力ではないかという批判が出されていますが、我々は部落差別の現実を直視して、本当の解放の学力をどう考えていくのかということの方向と展望を出さなければいけないのではないかといい、ということを考える必要があります。

それから、更に、全国的な部落解放運動の闘いとも平行

して、この二月に教育における差別事件の集約集会をもと  
うということも議論していましたが、これは全体的な動き  
との関連でしたので、この点に関しても適当な時期に教育  
だけに限って差別事件の集約集会を是非もち、その中で教  
育の課題を整理していこうということで、昨夜の討議を終  
えました。

他、いろいろな意見が出たわけだが、主にそういうことで  
報告にかえさせていたのだと思います。

#### 四、歴史・理論部門

各部門から昨年度の総括と今年度の任務と課題について  
報告すること進めていきました。

歴史・理論の部門としては、最近の解放運動の発展や研  
究史の発展をかえりみると、非常に大きな課題が求められ  
ていると考えます。

そういう中で、戦後の部落解放運動の資料を集めたり、  
あるいは大阪における同和教育の資料を収集するという作  
業を進めてきて、その成果の一端を『部落解放運動基礎資  
料集』全四巻として編集・刊行することができました(五  
六頁以下の資料参照)。

懸案である例会の定例化も前近代史、近代史を中心

行なってきました。しかし、まだ課題の大きさに比べて果  
たしている役割は小さいと思います。

来年度の課題としては、まず部門全体の課題として、研  
究員の方を中心に例会の定例化を確立していくことです。  
そして、研究員の最低の任務として、年一度は報告をし  
ただけるよう、部会を進めていきたい。

同時に、各地に研究会ができていますし、直接我々の研  
究所とパイプをもっていない部落問題、部落史の研究者も  
多数いらっやいますし、卒論などで部落問題をとりあげ  
る学生も多くなっていますので、そういった人々にも呼び  
かけ、報告を受け、幅広い研究者の結集を進めていきたい。

その上で、紀要『部落解放研究』の充実をはかっていき  
たい。紀要は各部門、各部会からの研究成果が発表されて  
いますが、どうしても歴史の関係が多くなっています。歴  
史・理論の研究に果たす役割は大きなものがあると思うの  
で、今後皆さんの協力を得たいと思います。

更に、近年の新しい研究の成果、到達段階を明らかにす  
る課題が、各地の研究所からの要望としても出てきていま  
す。その中で問題意識を統一し、研究課題をより一層明確  
にし、共通した問題意識の下、各地から出てきている研究  
課題に答えていく作業を進めていきたい。

以上のような全体的な報告のあと、各部会からの報告を

いただきました。

まず、前近代史部会については、この間活発に論議され  
ていますが、被差別部落の起源、形成についての研究を今  
後も進めていく事。そして、近世における差別の実態、生  
活を支えた労働の姿、生活のありさまなどの解明が進めら  
れていきます。

次に近代史部会については、明治以降の部落史の研  
究、戦後を含めた運動史の総括を通じて、解放理論(論  
争)への寄与をしていきたい。昨日大きな議論となったの  
は、研究所の事業として近代部落史の研究調査費がつい  
ていますけれども、今年度は上杉さんを中心に「解放令」  
の資料収集に努めていきたい。この意義は、これまで「解  
放令」の研究についてはいろいろ出ているが、具体的な一  
次資料に当たった研究がされていなかった中で、多くのうも  
れていた資料が発掘されてきています。

皆さんと共に確認できると思いますが、今日の部落問題  
というのは、単なる江戸時代からの残りものではなくて、  
「解放令」から今日の部落問題が始まった。今日しだいに  
解消しつつあるという単なる封建遺制ではなくて、明治以  
降の資本主義の問題です。そういうことが、上杉さんの集  
めておられる具体的な資料でかなり明らかになっていくと  
思われます。

さらに、「解放令」を研究することによって、逆に近世

の差別の姿も明らかにされてくると思いますので、これ  
は、前近代、近代史共通した課題として、部会をあげて、  
資料の収集、解説、分析、解説などを紀要を通じて発表し  
ていきたい。大変な資料の数になると思うし、これから、  
そのへんの裏付けをしなければならぬと思います。

次に解放教育部会については、この間、大阪府下の同和  
教育の資料を中心に収集してきました。来年度は、水本村  
の村役場に残されていた資料を中心に資料集を刊行するこ  
とになります。今までにあまり知られていなかった大阪の  
同和教育あるいは同和事業のかなりつっこんだ資料が今後  
明らかにされていくと思います。

次の伝承部会は、従来から泉州を中心に聞き取りをし  
てきましたが、昨年度当りから大阪府連を中心に調査委員  
を設置し、あるいは資料館の設置の要求が出てきて、伝承  
部会を活性化させる大きな条件が出てきました。個々人の  
方にかなり苦労していただいているが、それが必ずしも部  
会の活動としてまとめられていないという現実がありま  
す。そのため色々な所で、同じような問題意識をもちなが  
ら別々に資料収集や分析や研究がなされ、お互いの討論の  
場が設定できないとか、あるいは、集めた資料がとても一  
人では整理できないということになってしまっているとか

いう事が起って来ています。このような点について、部会としてせびまをとめていきたいと思えます。

次に、共闘部会については、ほとんど機能していませんが、昨日は連合解放研から前歴換算は正の闘いの報告がありました。共闘部会というのは、そのような解放運動をめぐる様々な共闘の経験とか課題を教訓化し、理論づける部会であると思いますが、実際は広範に共闘が取りくまれながら、なかなかそれを理論化するところまでいっていないわけです。その点、来年度せび活発な活動を行っていききたい。

最後に解放理論部会については、まず、「国民的融合論」に関して的確な批判、その中のような見解の分岐、矛盾などもいねいに整理しながら、もっと積極的な融合論批判を展開していくことが必要であるということ。それから、「解放新聞」紙上で色々な論争が行なわれたけれども、必ずしも読者に論争の意味が伝わっていないのではないかと。つまり何をテーマにして、何を課題として論争されていたのかの確ではなかったのではないかと指摘があり、そういう意味でも、今日、解放理論だけではなく、部落史の場合でもそうですが、研究史あるいは論争史そのものの研究・整理が必要になってきているのではないのか、という意見がありました。そのことと合わせて、毎年論文が発

表され、色々な場で解放理論についても発表されているのですから、毎年、そういう論争なり研究の整理をして文章にするなどの必要があるという意見がありました。それ以外に部門全体にかかわる問題として、お互いの部門に共通した課題についてもっと協力体制を強めることが必要であり、各部門、部会の動きを歴史・理論部門がもっと意識的にくみとる作業が必要です。あるいは又、歴史・理論部門から他の部門へ研究課題をもっと提起していかねばならないのではないかと意見がありました。

歴史・理論部門というのは、全体として今日の論争をまとめていくとか、的確に問題を整理していくとか、非常に大きな課題を担った部門、部会であると思います。

今後、来年度、更に活動を活発化していき、全体として非常に有効な活動にしていきたいと考えています。

研究部長 大賀正行

### 〈第三回部落解放研究者集会のまとめ〉

第三回研究者会議の意義と任務については、討議資料に「研究者会議の基調」ということで大きく三点提起されています。

第一に、一昨年より毎年二月に研究者会議を開催するようになり、かなり定着してきたと思えます。

二月の研究者会議はテーマについて意志統一をすることを重点におき、六月下旬、又は七月月上旬に開かれている研究者集会では、一定のテーマに基づいて発表する。そして、夏期講座、九月におこなわれる全国研究会というように発展させていこうという体制がほぼできあがっています。もちろん、一つのテーマが四カ月や半年で成果をあげられるとはかぎらないし、そういうものは継続していくということになるわけです。

第二の任務としては、大きく三つのことを指摘しております。

第一のテーマは、部落解放同盟がおすすめている三大

闘争、すなわち、「狭山」「特措法」「地名総鑑」にかかわるテーマです。これについて研究所は各部会、事務局等でスタッフの役割を果しても、っており、本部としても相当助っているといたった状態です。スタッフの研究がなければ、中央本部の三大闘争、「特措法」闘争、行政闘争も今日に至る発展はなかったと思います。研究所は、運動と密接にむすびついているという点が大きな特徴でありまして、京都の部落問題研究所ではできないことを、我々研究所はやっておるわけです。

第二のテーマは、部落史と部落解放理論にかかわるテーマです。日共、全解連、部落問題研究所によって打ちこまれている「国民的融合論」については先程も討論の報告の中にもでておりました。また三谷論文についても徹底的批判をしておく必要があるという意見もありました。この点につきまして二月八日の中央委員会、中央本部にありまして中央理論委員会の活動を活発化させようということが決定されました。そして、月に一回か二回、中央本部としてはテーマを二つにしぼって研究をやるということになりました。テーマの第一は、部落差別の本質と三つの命題の理解について意見を求めよう。もう一つは、部落解放同盟の性格と方向について。この二つのテーマについて意見がある方はどなたでも発表していただくということで進めて

います。中央執行委員会全員が、名前のあがっている学者なり研究者に来ていただいて話しをきかせてもらおうというとりくみを月に一、二回つづけていこうと考えています。第一回めは、二月二十七日に実施します。その後、毎月、おこなっていき、全国研究集会までやりまして、そこででてきた意見を『解放新聞』で発表したり、資料にして提供していく。秋ごろから、意見を中央本部段階で集約して来年一月に中央本部としての考え方の草案をだし、解放同盟としての統一見解を示し、組織的にまとめていこうということになりました。そして、これらをもとにしながら、部落解放同盟は、一九八二年の全国水平社創立満六十年を期して、部落解放理論の整理と綱領・規約の改正をおこなっていくことが決定されています。

報告を求める方々には、報告や案内をだしてお願ひすることになります。日程の関係で報告ができなくても、どんな、そういう事にかかわって議論に参加していただきたいし、思うところを原稿用紙に五枚でも十枚でも書いて提出してもらうことを願ひしておきます。中央の理論委員会に対しても、我が研究所の研究の成果を反映させていくという大きな意義があると思います。

第三のテーマは、解放教育にかかわるテーマです。今日、軍事大國化をめざしている支配者階級の路線は、人権

つてきています。

最近、非行という問題が大きくなっていますが、同和教育推進校ではあまり大きな問題はなく、どちらかといえば、日共の教師が組合を握っている学校で多くおこっているのが実情です。十数年前、淡路中学校でシンナー問題がおこった時、共産党は「解放同盟がついている学校は、こんな問題がおこるのだ」と学校の前まで言ってきたことがありましたが、実際は逆でした。

教育委員会に対して、「非行、非行」と騒ぐ必要などない、同和教育推進校では、十年も二十年も前から経験していることであり、その解放教育の思想や実践を生かすべきだと言っているのですが、「三十人学級にすると金がかかると」「子供会活動は地域や親との関係、教師集団の問題」などと目先のことに目を奪われ、解放教育の先進性に目を向けようとしていません。しかし、非行問題が、クローズアップされている今日、新聞等のマスコミを通して解放教育の思想や実践を紹介したり、一般校で実践を行なうことによって、国民に、解放教育の素晴らしさを理解させるチャンスであるといえます。大同教、全同教は、この取り組みをおこなってほしいと思いますが、少し、対応が遅れているように思います。

解放教育とは、決して、部落の子どものだけの教育ではな

に対する圧迫です。人間みな平等、人権尊重と書いては戦争にならないわけですから、軍国主義というものと、完全に人権を揺がしてしまう事とは不可分の関係にあるといえます。日本が日清、日露戦争以後、軍閥強化を行なっていたことは日本の人権尊重、民主主義確立が遅れた原因であるといえます。このあいだの国会の代表質問でも安部晋太郎が堂々と偏向教育粉砕を叫んでいるし、また文部省の検定教科書にしてみても、業者は自主的に直したと言っているが、検閲されている現状がある。このような反動教育がはびこっている中、全同教の弾圧に焦点がおかれると思います。まず、全同教を日共の関係で分裂させ、それから、全同教には保守的な校長とか教育委員会がはいっているから、組織を分裂させる様な攻撃をかけ、全同教の力を弱めていこうとしています。我々と日共との関係で対立はまだまだ続きますが、しかし、今の段階で全同教が日共と分裂することは、敵の思うツボであり、慎重に方針をたててやっていく必要性が大いにあります。

そして、解放教育、解放思想という問題を反動教育、反動思想と対決した視点を明確にしていき、単に差別はいけませんという解放理論ではなしに、今日の反動教育、反動思想とのかかわりの中で解放教育をはっきり整理することが重要となつてきており、教育部門の役割は非常に重要とな

しに、日本の教育の根本にかかわる問題であり、民主教育の原理が具体的に現れています。そして、解放教育によって弾圧をくいじめ、反動教育をはねとばしていくことができるといえます。「特別措置法」の場合も同じことです。部落のためだけにやっているのではなく、この闘いを頑張ることによって日本の人権の砦になるといえるのです。

今日、軍事大國化がすすんでいるというきびしい情勢ではありますが、きびしい情勢であるが故に、運動に確固たる理論的基礎を与え、反撃の方向をさし示す研究活動が必要とされるという位置づけで、今後、我々は頑張りたいと思っています。

次に「特措法」のたたかいです。三年前に比べ、闘いは、二倍も三倍も大きく発展し、おもいっきり闘わせてもらっています。

宗教団体、マスコミ関係、企業関係、労働組合、行政関係、社・公・民の三党、新自由クラブ、社民連と、運動の幅が拡大していきました。

市長村の議会決議ですが、前回は、九百六十か九百七十しかとれなかったのが、現在は千五十を越えました。部落を含む行政があと五十から六十あるから、三月議会で千百は越えると思われれます。このように前回よりも決議数が多く、また、地方へいくと保守系が多いということもあっ

て、大きな力となるのではないかと思われれます。

元号法案の時でも、五百から六百ぐらいの議会決議をたてに、総務長官は「こんなに多くの地方議会の要望もあるので無視できない」と決議数を武器として闘っていきました。今回の「特措法」の場合、元号法案の時より倍の決議数があり、「この地方議会の要望は無視するのか」と言えば、何もいえないことが予想されます。

国会議員の署名数も、野党が社、公、民、新自由クラブ、社民連の二百七十名、無所属が七名、自民党が六十七名で現在三百四十四名の署名数を獲得しています。あと四十五名の署名をとれば過半数になるわけです。いかにして、自民党の署名をとるか。この前、署名して今回していない人が六十から七十名あるわけで、この人たちに署名してもらえば過半数を越えるわけです。

地方議会の決議と国会議員の署名の獲得、この二点について当面闘っていく必要があります。

今日の差別の実態は、どうなっているのかを暴露していくために、二月二十五・二十六日に日本青年館で午後一時より、全同教は教育現場の実態、総評は部落差別の実態、解放同盟の方から差別事件の実態と報告、又郵便解放研の方から報告をだしていき、これらの差別があることに對してどうしていくのかと訴えていきます。

題、そしてこれ以上解放運動をのさばらしたのでは、今後やりにくいという様々な問題がからみ合い、建前では「差別はいけない。なくさなければいけない」と言っているが、本音は、もういいかげんにしておきたいという矛盾が存在しています。運動をもう一まわりも二まわりも大きくすれば勝負はつくと思います。

その為、市町村行政が、本気になって勝負のため力をいれていかなければならぬし、一応決議はだしているが、また、決議のとれていないところもあり、四月の中旬までに目標を達成していきたいと思っています。

また、五月の連休あけに、少なくとも二十人ぐらいの知事をおつめ、東京都の知事を先頭にして鈴木総理に直談判し判断させていきたいと考えています。

そして、全国の大学の学長、名の通った学者の名を連ねて、総理大臣に對して、日本の常識として提起するよう呼びかけていったり、マスコミにのせて「特措法」強化改正の世論づくりをおこなう、今後息切れすることなくおいこんでいき、「特措法」の闘いをずっとつづけるためにがんばっていききたいと思えます。

国際人権規約の問題にも関連づけて、国内法の一つになつてきているこの法律を打ち切るとはいったいどういうことかと迫っていくわけでありませう。

国会における鈴木総理の初めの答弁は「所要の検討をすすめておる」、その次は「かき消すつもりはない」、三番めには「実現できる方向へ」とかわつてきています。「所要の検討」「可及的にすみやかに結論をだす」「実現できる様に最善の努力をする」という方向で一歩前進していますが、だめだということもありえます。

明日の総括質問で、これよりも一歩前進した答えがでるかどうかが大きな鍵となるわけです。その結果をみたと上で、今後の判断をしようということになっていきます。

厚生省の生活課長と二時間ぐらい話しをしましたが、残事業もまだまだあることや部落の実態を無視できないことも認めています。法律がなくてもやっていかなければならない事であるし、法律が別になくてもよいのではないかという考え方をもっているし、この法律がむずかしいという言い方をしてくるのに対して、我々運動側から言えば、あえて「基本法」といわずに今の法律の名称を「同和対策特別措置法」にし、最後の期限をはずせばそれによいという考え方も議論になると思えます。

自民党・政府はダブル選挙に勝ったことと、財政の問

## 〔資料〕 1

国連総会決議三四四七(第三十回会期)

一九七五年十二月九日

### 障害者の権利宣言

総会は、

- ・ 国際連合憲章のもとにおいて、国連と協力しつつ、生活水準の向上、完全雇用、経済・社会の進歩・発展の条件を促進するため、この機構と協力して共同及び個別の行動をとるとの加盟諸國の誓約に留意し、
- ・ 国際連合憲章において宣言された人権及び基本的自由並びに平和、人間の尊厳と価値及び社会正義に関する諸原則に対する信念を再確認し、

- ・ 世界人権宣言・国際人権規約・児童権利宣言・及び精神薄弱者の権利宣言の諸原則並びに国際労働機関・国連教育科学文化機関・世界保健機関・国連児童基金及び他の関係諸機関の規約・条約・勧告及び決議において社会発展を目的として既に定められた基準を想起し、

- ・ 障害防止及び障害者のリハビリテーションに関する一九七五年五月六日の経済社会理事會決議一九二一(第五十八回会期)をも、また想起し、

- ・ 社会の進歩及び発展に関する宣言が心身障害者の権利を保護し、またそれらの福祉及びリハビリテーションを確保する必

性を宣言したことを強調し、

- ・身体的・精神的障害を防止し、障害者が最大限に多様な活動分野においてその能力を発揮し得るよう援助し、また可能な限り彼らの通常の生活への統合を促進する必要性に留意し、
- ・若干の国においては、その現在の発展段階においては、この目的のために限られた努力しか払い得ないことを認識し、
- ・この障害者の権利に関する宣言を宣言し、かつこれらの権利の保護のための共通の基礎及び指針として使用されることを確保するための国内的及び国際的行動を要請する。
- 一、「障害者」という言葉は、先天的か否かにかかわらず、身体的又は精神的能力の不全のために、通常の個人又は社会生活に必要なことを確保することが、自分自身では完全に又は部分的にできない人のことを意味する。
- 二、障害者は、この宣言において掲げられるすべての権利を享受する。これらの権利は、いかなる例外もなく、かつ、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上若しくはその他の意見、国籍若しくは社会的身分、貧富、出生又は障害者自身若しくはその家族の置かれている状況に基づく区別又は差別もなく、すべての障害者に認められる。
- 三、障害者は、その人間としての尊厳が尊重される生まれながらの権利を有している。障害者は、その障害の原因、特質及び程度にかかわらず、同年齢の市民と同等の基本的権利を有する。このことは、まず第一に、可能な限り通常のかつ十分満たされた相当の生活を送ることができる権利を意味する。

のであるべきである。

十、障害者は、差別的、侮辱的又は下劣な性質をもつ、あらゆる搾取、あらゆる規則そしてあらゆる取り扱いから保護されるものとする。

十一、障害者は、その人格及び財産の保護のために適格なる法的援助が必要な場合には、それらを受け得るようにされなければならない。もし、障害者に対して訴訟が起された場合には、その適用される法的手続きは、彼らの身体的精神的状態が十分に考慮されるべきである。

十二、障害者団体は、障害者の権利に関するすべての事項について有効に協議を受け得るものとする。

十三、障害者、その家族及び地域社会は、この宣言に含まれる権利について、あらゆる適切な手段により十分に知らされるべきである。

## 〔資料〕 2

### 国際障害者年行動計画（全文）

注：国連国際障害者年諮問委員会が、総会決議三二一一三三の第五項に則り、国連事務総長あて提出した勧告は、総会決議三二一一三四の第二項により、「国際障害者年行動計画」として採択された（以上第五六項及び訳者注書、一七頁下から一～三行参照）。

資料：国連総会に対する事務総長報告A/三二四一五八、1

四、障害者は、他の人々と同等の市民権及び政治的権利を有する。「精神薄弱者の権利宣言」の第七条は、精神障害者のこのような諸権利のいかなる制限又は排除にも適用される。

五、障害者は、可能な限り自立させるよう構成された施策を受ける資格がある。

六、障害者は、補装具を含む医学的、心理学的及び機能的治療、並びに医学的・社会的リハビリテーション、教育、職業教育、訓練リハビリテーション、介助、カウンセリング、職業あつ旋及びその他障害者の能力と技能を最大限に開発でき、社会統合又は再統合する過程を促進するようなサービスを受ける権利を有する。

七、障害者は、経済的社会的保障を受け、相当の生活水準を保つ権利を有する。障害者は、その能力に従い、保障を受け、雇用され、または有益で生産的かつ報酬を受ける職業に従事し、労働組合に参加する権利を有する。

八、障害者は、経済社会計画のすべての段階において、その特別のニーズが考慮される資格を有する。

九、障害者は、その家族又は養親とともに生活し、すべての社会的活動、創造的活動又はレクリエーション活動に参加する権利を有する。障害者は、その居住に関する限り、その状態のため必要であるか又はその状態に由来して改善するため必要である場合以外、差別的な扱いをまぬがれる。もし、障害者が専門施設に入所することが絶対に必要であっても、そこでの環境及び生活条件は、同年齢の人の通常の生活に可能な限り似通ったも

979年6月13日（の第五六〇七六項）

#### A 序：国際障害者年行動計画の概念構成と主な原則

五十七、国際障害者年の目的は、障害者がそれぞれの住んでいる社会において社会生活と社会の発展における「完全参加」並びに彼らの社会の他の市民と同じ生活条件及び社会的・経済的発展によって生み出された生活条件の改善における平等な配分を意味する「平等」という目標の実現を推進することにある。こうした考え方は、すべての国においてその発展の水準いかんにかかわらず、同様に、等しい緊急性をもってとり入れられるべきである。

五十八、障害者の抱える問題は全体としてとらえるとともに、発展のあらゆる側面を考慮に入れなければならない。しかしながら、発展途上国は、優先的に取り組むべき問題が多く、手段と社会資源が不十分であるがゆえに、障害者の問題を解決するために必要な社会資源を振りむけることができずに来てしまったという事実が留意されなければならない。

五十九、障害者の問題の解決は、その国の総合的発展の水準と密接な関係があるため、発展途上国におけるこれらの問題の解決は、これらの国のより速やかな社会経済的発展のための適切な国際的条件をつくり出し得るか否かに大きくかかっている。それ故、新国際経済体制の確立は、国際障害者年の目標達成のためにはきき適切なものである。今日、世界にはおよそ四億五千万人の障害者がいると推定されているが、その大半は発展途上国において生活している。それ故、国際障害者年関連活動の大

部分は、これらの国々における障害者のための環境条件の改善に向けられるべきことは不可欠である。二国間及び多国間の開発計画という枠組みの中で、この分野におけるプロジェクトが国内レベル、地域レベル、国際レベルで、より多くの機会を与えられてしかるべきである。このようなプロジェクトは国家開発戦略の必須の部分たるべきである。そのためには、この障害者年のプログラムの採択と実行においては、加盟諸国の参加とともに、政府系及び民間の障害者の国際組織の参加を確保する必要がある。

六十、障害者のうち多数の者は、戦争及び他の形態の暴力の犠牲者であるという事実に想いを至すなら、国際障害者年は、世界平和のための諸国民間の継続的で強い協力の必要性を強調する一つの機会として、最適に利用され得るものである。

六十一、国際障害者年の重要な目的の一つは、障害とは何か、それはどのような問題をもたらすかについての公衆の理解を促進することだけではない。今日、多くの人々は、障害とは「人体の物理的動作の支障」と等しいと考えている。しかし、障害者といっても等質の集団をなすものではない。例えば耳が全く聴こえない者及び聴覚機能に障害のある者と、視覚障害者、精神薄弱者及び精神病患者、身体の動きに障害のある者、そして様々な医学的支障を有している者は、それぞれ異なった解決法を有する異なった問題を有しているのである。

六十二、国際障害者年は、個人の特質である「身体的・精神的不全 (impairment)」と、それによって引き起こされる機能的六十四、国際障害者年の間に行われる活動は、実質的なものを目指すべきであり、従って活動の焦点はプライマリー・ヘルス・ケア (基礎的保健事業)、リハビリテーションそして疾病予防事業に当てられるべきである。それは、このような活動が社会的・人道的観点から重要なためであり、特に、社会が障害者の数とその障害程度をかなり減じ得るような方法や手段が存在するように従って以来はなおのことである。

六十五、「障害者の権利宣言」を含む総会決議三四四七(第三十回総会)の第二二項に基づき、障害者の組織は、彼らの権利に関するあらゆる事項において有効な協議が受けられるべきである。国際障害者年の重要な目的のひとつは、障害者が彼らの考えを効果的に表明し、また政策形成機関の仕事や社会一般の管理運営に参加する権利を確保しうるように、彼らが自らを組織することを支援することである。

六十六、国際障害者年は、地方、国、地域及び国際レベルにおいて行動をめぐらしたプログラムを通じて上記の諸原則の実現に貢献すべきである。

六十七、国際障害者年の進行を通じて得られた経験は、長期行動プログラムの採択ということをもたらすものでなければならぬ(下記第七四項の(参照))

B 国内活動 (各国がとるべき措置)  
六十八、諮問委員会は、加盟各国が各国独自の発展目標及び優先的問題を自由に決める権利と責任に基づき、かつ、各国の諸条件を考慮に入れて、総会に於て決議三一一二二三において

な支障である「障害 (能力不全) (disability)」そして能力不全の社会的な結果である「不利 (handicap)」の間には区別があるという事実について認識を促進すべきである。

六十三、障害という問題のある個人とその環境との関係としてとらえることがずっとより建設的な解決の方法であるということ、最近ますます明確になりつつある。過去の経験は、多くの場合社会環境が一人の人間の日常生活に与える身体・精神の不全の影響を決定することを示している。社会は、今なお身体的・精神的能力を完全に備えた人々のみの要求を満たすことを概して行っている。社会は、全ての人々のニーズに適切に、最善に対応するためには今なお学ばねばならないのである。社会は、一般的な物理的環境、社会保健事業、教育、労働の機会、それからまたスポーツを含む文化的・社会的な生活全体が障害者にとって利用しやすいように整える義務を負っているのである。これは、単に障害者のみならず、社会全体にとっても利益となるものである。ある社会がその構成員のいくらかの人々を閉め出すような場合、それは弱くもろい社会なのである。障害者は、その社会の他の者と異なったニーズを持つ特別な集団と考えられるべきではなく、その通常の人間的なニーズを満たすのに特別な困難を持つ普通の市民と考えられるべきなのである。障害者のための条件を改善する行動は、社会のすべての部門の一般的な政策及び計画の不可欠な部分を形成すべきであり、また、それは、国の改革プログラム及び国際協力のための常例的プログラムの一環でなければならない。

設定された国際障害者年の目標の実行とフォローアップを保障するため、次に掲げる措置を採択することを考慮するよう勧めるものである。

a、国際障害者年初頭に、障害者の完全なる社会参加のために遂行されるべき優先的措置を含む声明を発すること。  
b、準備措置として国際障害者年のための国内委員会又は類似の機関を設立すること、その委員会の代表は、国及び地方レベルで自らの提案の実行の確保などのため、国際障害者年の目標を支持しての諸活動の計画・調整・執行又は執行促進を行うものである。

c、この委員会に参加できるものとして、政府各省の代表者、政府機関及び民間団体、青年団や企業団体を含む有志団体などが考えられる。このような委員会への、障害者自身の団体又は障害者のための団体の代表の参加は優先的に認められなければならない。

d、一九九一年までに、国際障害者年の成果の評価と反省を行う目的で、一九八一年末までには国際障害者年の目標をフォローアップする国家計画を準備すること。

e、国際障害者年の目的についての情報の広範な伝達、公衆の啓発、障害者が経済、社会、政治へ参加し貢献する権利について公衆の意識を高めること、また障害者がそうする可能性のあること、社会意識を高めるため、マス・メディアによるキャンペーンを促進すること。

f、障害者のための事業を一般地域開発計画に統合し、また総

合的なりハビリテーションの概念を保健、労働、教育、社会  
保障事業全般にとり入れること。

f、所要のリハビリテーションの全側面に関する国家計画の実  
行を確実にする専門・技術職員を質量とも訓練すること。そ  
れは、例えば学校や大学他の教育機関の教育課程に総合的  
なりハビリテーションの概念を含めることを通じて行われるも  
のである。

g、障害者に関する政府事業——特に障害の防止、保健、教  
育、住宅、社会及び職業的更生の分野における事業について  
総合化し、かつ強化することに特別の注意を払うこと。

h、障害者のために形成されるすべての政策——特に障害予防、  
保健、教育、住宅、社会及び職業的更生の分野におけるもの  
の総合化のための適切な政府機関を設立すること。

i、障害者の教育及び雇用に関し、起り得る差別的な慣習を除  
去するため現存する法律を見直すこと。

j、開発計画、障害の防止及びリハビリテーション事業のプロ  
グラムを国家計画の必須の部分とすること。

k、障害防止の重要な段階として、各種疫病の防止のための措  
置に関する現存するプログラムを実行すること。

l、障害の発生について確実に把握するため、あらゆる努力を  
払うこと。例えば、政策機関をして、人口調査によって事業  
のサービスのニーズの種類と量を知り得るよう、その設計を  
なさしめることなどである。経済・社会の計画機関は、障害  
に関する問題、リハビリテーションサービスの提供及びこの

分野の計画専門家の養成の促進への取り組みを更に強めなけ  
ればならない。

m、障害者が社会から孤立したり、隔離されたりする事態を生  
み出すことなく、その生活する社会の必要な地位にとどま  
たり、任じたりするよう援助し、励ますために、諸事業や給  
付金について再評価すること。

n、障害者政策の企画立案するに当たって、障害者の能力開発  
に重点を置き、また、障害者に役立つ事業や給付に関する情  
報を提供すること。

o、障害者が十分に社会に参加する自由を制限する差別的な行  
動及び制限そのものに関する調査を開始し、かつその状況に  
対する所要のあらゆる措置をとること。

p、障害者の教育、労働、スポーツその他のレクリエーション  
への十分な参加のため、建物構内への立ち入りを妨げないよ  
うにすることを含む、適切な条件整備を行うこと。

q、すべての新規のビルディング及び大幅な改修がほどこされ  
つつあるビルディングが障害者にとって十分に利用し得るも  
のであることを確実にせしめるため、法律を制定する必要性  
並びに、障害者が他の人々と同様にすべての社会公共施設を  
利用する権利を有していることを公式に認識する必要がある  
ことに留意すること。これは、聴力障害者、視力障害者のた  
め、公共の情報への接触を創出し、かつ増大する措置——例  
えは書籍をカセットテープ及び点字に移し替えたものをより  
増やすことや聴力障害者のために公共施設に補聴器を備える

者の利益のために使用される機器、設備、補助器材その他の  
資料についての関税及び税の免除を行うこと。また、必要な  
輸入許可及び適切な外国為替割当てをも行うこと。

x、障害者のための社会事業の分野における国家的計画の作成  
及び実行において、関連民間団体が適切に含まれることを、  
特別のこととして、保障すること。

y、障害者によって始められる諸活動に優先権を与えること及  
び障害者による組織の設立を奨励すること。

z、国際会議、特に障害者及び国際障害者年に関する事柄が議  
題となる場合においては、障害者の代表をその出席派遣団に  
なるべく加えること。

a a、国家的な「障害者のための日」を宣言すること。  
b b、一九八二年の三月三十一日まで、国際障害者年に従っ  
てとられた措置についての国家報告書を事務総長に提出する  
こと。

六十九、諮問委員会は、また、国際障害者年についての事務総長  
報告(A-13-2188)の付属文書Iの第三七項に含められ  
たこの報告書の別添IIとして再作成されているところの加盟各  
国及び民間団体により提案された国内レベルの諸活動につい  
て、加盟各国が留意することを勧めるものである。

(注：多くの提案は、諮問委員会の勧告に取り入れられてい  
る。)

C 地域活動  
七十、諮問委員会は、地域委員会、他の政府間地域組織又は関心

ことや手話通訳者サービスを提供することもまた包含すべき  
である。

r、障害者のための住宅に関しては、施設生活に類似した環境  
をもたらず隔離された住宅計画を廃棄すること。また、施設  
が廃止されつつある国においては、財源を施設による援護か  
ら開放的な援護へと転替え、また在宅の障害者及びその家族  
に対する適切な援護を保障すること。

s、障害の発生を予防するため作成された計画を再検討し、必  
要な場合にはその活発化を再度行うこと。

t、障害、特に出生前及び出生時に起源するもの又は乳・幼児  
期に発生するものを予防するため「プライマリー・ヘルス・  
ケア(基礎的保健事業)」の分野での保健事業を、リハビリ  
テーションプログラム、栄養、母子保健事業、妊娠出産時の  
適切な援助、伝染性又は非伝染性の病菌による疾病及び慢性  
疾病の抑制について改善する活動を企画することにより、促  
進すること。

u、障害発生予防策としての職場安全規程・規則を施行するこ  
と。また、これらを採用関係にある障害者へ適用するには、  
個々人のニーズにこれらを適合せしめること。

v、体の動きに制限のある者、環境適応に問題のある者、また  
アレルギー疾患の者が使用しやすく、労働環境を整備するこ  
と。労働環境における心理的要因及び労働の環境の個人の精  
神衛生への影響についてもまた注意が払われるべきである。

w、障害者の有する障害のゆえに、障害者自身により又は障害



ある政府が、特定地域内で、国際障害者年の諸目標と障害者の権利宣言の諸原則を履行する最良の方法を考究する目的で、地域又は準地域の会議、或いは研究会を召集すること及び長期行動プログラム草案に関する提案を行うことを勧告するものである。(下記七四項のC参照)

七十一、アフリカ、アジア、太平洋、中南米及び西アジアの地域委員会は、経験の交流及び農村地域の住民を含むすべての人々の利益のために国際障害者の諸目標の実施及びフォローアップの最も効果的な方法を考究する目的で、障害発生防止及びリハビリテーションの国家プログラムの責任者の地域会議を召集することを緊要とすべきである。

七十二、諸地域委員会は、国際障害者年への貢献について可及的速やかに決定することの必要性に緊急の注意を払うべきである。

七十三、諮問委員会は、近年いくつかの国で開催された展覧会の形に沿って、障害発生防止及びリハビリテーションの技術に関する国際展示会を、国際障害者年にちなみ、地域の基盤において開催することは、有益なことと考えるものである。

#### D 国連における事業計画

七十四、諮問委員会は、総会決議三一一―三二に掲げられたように、国際障害者年の目的の実行のための、国連組織による共同のかつ調整された努力の重要性を認識し、次のように勧告するものである。

a、国際障害者年の「完全参加」の精神に従い、「障害者のために」提案を行うこと。

c、事務総長は、加盟各国、関係組織、国連内の組織や部局及び障害者自身による又はそのための国際民間団体との協議の上、長期行動プログラムの草案を準備すべきこと。それは提案されている将来の諮問委員会の会議によって検討されることとなる。

d、事務総長は、先進諸国民に対して、発展途上国における障害者とその国の社会内において自立して生産力となり得るよう、障害者のリハビリテーションのための発展途上国の国民への、二国間又は多国間の経済的・技術的援助の計画を増大させ、強化するよう訴えること。

e、国連は、障害者に対して最大限の援助をもたらし、またそのような努力の重複を回避し、また将来の長期活動の基盤としての国際障害者のためのプログラムを促進することを確保するよう、加盟各国と世界諸機関の努力の調整を、段階的に行うこと。

f、国際障害者年の目的達成とフォローアップのために、国連組織内で採択されている行政・財政規程のすべてにおいて、各国政府及び国内組織による活動に対して実質的支援を提供することを最優先課題とすること。

g、民間組織は、国際障害者年の目的の実行及びフォローアップのための発展途上国の計画のため、技術的・財政的援助を行うことを勧められる。

h、事務総長は、障害発生防止及びリハビリテーションに関する

め「国際年 (International Year for Disabled Persons)」を「障害者及び国際年 (International Year of Disabled Persons)」と変更し、また国際障害者年のテーマを「完全参加と平等 (Full Participation and Equality)」と変更する。

b、事務総長は、国連開発計画委員会との協力の下で、発展途上国及び若干の先進諸国からの専門家による、発展途上国間の技術的協力及び障害者のための技術的援助に関する行動を目標とした国際シンポジウムを組織すべきこと。そのシンポジウムは、一九八一年に、十日間にわたって、発展途上国のうちの一国において次の目的で開催されるものとする。

(I) 障害者のための分野における発展途上国の緊急の要求について調査する。

(II) 国連組織による現在の技術的援助を評価すること及びこの分野における将来のプログラムに向けての提言——特に発展途上国における障害者の教育及びリハビリテーションのための、国連機関、民間組織及び二国間経路による国際援助並びにこれらの国において自らの資材と専門知識を活用して、用具の模範例の製作と大量生産を目的とする調査をより活性化するための具体的計画に関連しての提言を行うこと。

(III) 農村地域における障害者の教育及びリハビリテーションのための具体的解決法と戦略を詳細に立てること。

(IV) 障害者のための用具の生産と社会事業の組織の分野における発展途上国間の技術協力増大についての可能性を検討

る技術的助言書 (No. 1202, 1978年4月30日付G34001)の内容を、国連開発計画委員会との協力の下に、可能な限り広い範囲に普及させるべきである。

i、事務総長は、国際障害者年のプログラムの実行進捗の評価及び加盟諸国、国連内部の諸組織・部局、その他関連の国際的民間組織による国際障害者年の遵守状況報告を起草する目的で、諮問委員会の会議を更に組織すべきである。

j、関連諸組織は、障害発生防止及びリハビリテーションについての国連及び専門機関における最近の関連ある決議を十分に実行するための明確な方策を取り入れるべきである。

k、国連組織内のすべての機関・組織及び部局は、より多くの障害者を雇用する方針を採用すべきこと。

l、国連組織内のすべての機関・組織及び部局は、会議を催す場合の方針として、その場所は可能な限り、車椅子の使用が、手話通訳者が必要な聴覚障害者及びカセットテープや点字による文書が必要とする視覚障害者を含む全ての者が利用し得る設備が整った所とするべきこと。

m、国際的旅客輸送機関(航空機、バス、フェリー、列車及び船)及びそれらのために使用される設備(例えば、空港ビル、航空機・バス・フェリー・船のターミナル、鉄道駅)が車椅子使用者、視覚障害者、聴覚障害者及びそのような交通手段の使用に支障のある人々を含むすべての者にとって利用し得るようにする諸対策の採択を段階的に行うこと。

n、次の一連の方策が準備されるべきこと (I) 地域開発計画の中

で住民自身により、また障害者との協力により、建築物その他の人によって作られた障壁を減らすこと。II 障害者のための居住施設その他の設備についての組織のモデルプロジェクト。III 開発援助計画における現存する障壁の除去及び新しい障壁の発生回避のための制度及び手段。IV 一般地域改善計画の一環として除去または変更しうる建築物及び人によって作られた障壁を見極める目的で、国及び地方のリハビリテーション職員の利用しやすさがわかるような表示の開発。V 一般の使用のための現存する建築物及び設備の利用しやすさがわかるような表示の開発。VI リハビリテーションの分野における国家間の交流を促進すべきこと。例えば、リハビリテーションの職員との交換、他の国へのリハビリテーション施設訪問を行う研究旅行などである。その場合、その人員の少くとも半数は障害者に振り向けられるべきである。

p、国連郵便行政当局は、一九八一年に国際障害者年を祝う記念切手と記念コインを発行すべきこと。これによって得られる収入は、障害の防止及び障害者のリハビリテーション又は社会的統合のための活動に割り当てられるべきである。

q、国連は以下のことを奨励すべきである。(一) 障害者団体の世界平和及び諸国・人民間の平和的關係促進への貢献のための活動。II 障害者が、その国際障害者年活動への参加を確実にするため、全世界にわたって自らを組織すること。III その他関連する国際的民間団体の国際障害者年の活動への参加、国連は長期行動計画草案の作成に際し、これらの団体の活動の

異なる問題を抱えているという事実を認識することを意味する。また以上のことは、「身体的・精神的不全」と「障害」能力不全(一)と「不利(ハンディキャップ)」との区別を行うこと及び障害というものが基本的には個人の問題ではなく、個人とその環境との関係の、そして社会全体にかかわる問題であるという認識を形成することを要求するものである。

b、国際障害者年のシンボルマークを、一九八〇〜一九八一年の間、国際的かつ国内的に、ポスター、小冊子、パンフレットに使用され得るよう、一九七九年内に作成すべきである。

c、事務総長は、国際障害者年の目的に関する情報を広く伝えるキャンペーンを促進し、障害者がその経済的、社会的、政治的生活に参加し貢献する権利を持つことについて公衆を啓発し、またその認識を高めること、そして障害者の社会参加貢献の可能性についての社会意識を高めることのため、あらゆる努力を継続的に行うこと。

d、「国連広報政策・活動評価委員会」(一九七八年十二月十八日付国連総会決議三三一一一五C)に従って設立された(一)は、一九七九年一月から始まる、国際障害者年に関する国連組織の広報事業の政策と活動について、第三五回国連総会に報告することを求められるものである(一九七八年十二月二十日付総会決議三三一一七〇参照)。

e、事務総長は、「調整担当行政委員会の情報システムのための組織間委員会」を指揮し、障害のリハビリテーションとそ

報告を受けることを確保すべきである。( )

f、国連と世界保健機関(WHO)は、国連とその他の専門機関による「世帯調査報告」の改訂の仕事に関連して、障害及び障害者に関する必要な統計を供給する世帯標本調査の立案・実施に関する指導書を用意すること。

g、国連とWHOは、関係諸国との協力の下に、障害及び障害者に関する統計の蒐集のため必要な概念、分類及び定義の開発と吟味を継続すべきこと。

t、「障害者の地域社会生活における完全な参加」を含む、国際障害者年の目的がこの年の枠組みの中でなされた努力の結果どの程度まで達成されたか、また他の有用な意図がそれらの努力を通じて対処されたかどうかについて測定するため、適切な時期に評価を用意するために必要な手続きをとるべきこと。

u、事務総長は、諮問委員会の会議報告を可及的速やかに加盟各国に配布すること。

#### E 広報計画

七十五、諮問委員会は次のように勧告する。

a、国際障害者年関連のすべての広報は、勧告の概念構成と主な原則を概示した序節(前記五七〜六七項)において表明された障害のとりえ方を反映すべきである。これは様々な種類の障害を持つ人々——例えば、聴覚障害者、視覚障害者、精神薄弱者、精神病者、身体の動きに支障のある者及び様々な医学的機能支障を有する者——は異なる解決法を必要とする

れに関連した事柄についての「国連の情報システム・事業案内書」の追加付録を発行させること。さらにこれを、リハビリテーションに関する科学的情報の国際交流及び発展途上国における関係当局による義肢・義眼その他補助器具における適切な技術の選択を推進することを目的として、加盟各国に配布すること。(特に、I.O. UNESCO. WHO. UNIDO (国連工業開発機関)及びUNDP (国連開発計画委員会)の情報システムにおいて)

f、適切な民間組織との協力の下で、国連及びその諸機関の利用案内書を、国際障害者年のための広報計画の一環として作成し、発行すべきである。

#### F 国連諸機関の活動とそれら機関相互の調整

七十六、諮問委員会は、障害者に関する諸問題は他の問題と切り離して取り扱われることなく、関係機関及び部局の通常活動と統合されなければならないことを強く感ずるものである。国際障害者年の直接の目的は、この永続的統合を確実にすることである。この過程において、関連の専門機関及び部局は、国際的及び地域的レベルにおいて重大な役割を負っている。それ故、諮問委員会は国連組織内の各機関と部局の提案と意向に留意し、次のことを勧告する。

a、国連組織内の諸機関及び他の部局は、障害防止及び障害者のリハビリテーションの分野におけるプロジェクトを遂行する能力を急ぎ強化すべきである。

b、関係諸機関及び部局の職員は、その各自の各行政部局が、

総会決議三一一―三三に述べられているとおり、国際障害者年の目的を達成するための具体的施策や計画——なかなかなく、障害防止及び介護活動・全ての国特に発展途上国の障害者の雇用及びリハビリテーションのための継続的事業を設立することを優先的課題とするよう、注意を喚起すべきである。

c、関係諸機関及び部局の活動は、国際障害者年及び長期の間において、継続的な組織間の協議を通じてよく調整されなければならぬ。この協議には、権能ある国際的民間組織も参加を呼びかけられるべきである。

d、国際労働機関（ILO）は、障害者に役立つ標準的機器の開発及び職業的リハビリテーションの分野での活動を継続することを勧められる。

e、世界保健機関（WHO）は、障害防止とリハビリテーションに関して用いられるすべての用語の定義を今日的で、明確かつ国際的なものとする事、及び障害の早期発見を可能にする目的で、基礎的保健事業を強化することを勧められる。

f、国際児童年と国際障害者年の目標の相互関係の観点から、国連児童基金（UNICEF）は、世界保健機関（WHO）及びUNESCOとの協力の下で、一般の障害者向けのプログラムが強化・改善され得るよう、子供の時からの障害防止方法に焦点を当て、また障害児の教育・リハビリテーションプログラムの作成に寄与することにより、障害児に特別の注意を払うことを勧められる。

g、国連開発計画委員会は、国際年のうちに、発展途上国において例えば共同組合やワークショップといった他の適当と思われる形態の活動のために資金供給を行うことを求められる。

h、国連災害救急調整官事務所は、災害対策手引書を障害防止及び障害者のリハビリテーション関係者にとっても利用し得るようすることを求められる。

i、国連とその機関は、それらの文書、特に障害者に直接の関連があるものについて、すべての者が利用し得ることを確実にするため、あらゆる努力を払うことを勧められる。

(以上)

〔資料〕 3

「部落解放運動基礎資料集」全四巻の紹介

本資料集全四巻は、部落解放同盟みずから戦後三十五年の闘いの歩みを記録し、今後の闘いの武器として生かそうと、全国水平社創立六十周年の記念すべき年、一九八二年を前に刊行された（編集は部落解放研究所）。すでに『部落解放』第一五二号（一九八〇年七月）には渡部徹氏の書評がのせられているが、全四巻が完結したので、簡単に内容を紹介しておく。

一、全四巻の構成

れの索引の内容は、次のとおり。

〔事項索引〕

〇二四の大項目に分類

- (1) 一般運動方針、(2) 国内外情勢、(3) 部落の現状、(4) 解放運動の基調、(5) 差別糾弾闘争、(6) 狭山差別裁判糾弾闘争、(7) 部落地名総鑑糾弾闘争、(8) 要求闘争、(9) 差別行政反対闘争、(10) 部落解放国民運動、(11) 同和教育運動、(12) 共同闘争、(13) 統一闘争、(14) 国際連帯、(15) 選挙闘争、(16) 融和主義との闘い、(17) 分裂策動との闘い、(18) 組織（財政）活動、(19) 機関紙活動、(20) 教育活動、(21) 研究活動、(22) 文化活動、(23) 全国大会、(24) 解放理論

〇さらに各項を事例名ごとの小項目に、また、必要に応じて都府県別（3）現状、(9) 行政闘争、(10) 組織）と組織名別（12）共同闘争）の検索も可能にする。

〇総項目数 九九三項目、約六、〇〇〇件

〔人名索引〕

〇五十音順

〇各巻の「解説」に示した役員名も含む。

〇総人名数 六八二八、約二、四〇〇件

④ 第四巻Ⅱ差別糾弾・行政闘争資料

(1) この巻は、具体的な差別事件、行政闘争にかかわる糾弾要綱、請願書などを中心に編集され、とくに一九六五年以降、現在にいたる資料を充実。

(2) 全体を内容によって「I、政府・独占資本などへの差別糾弾闘争」「II、市民・マスコミなどへの差別糾弾闘争」「III、部落解放国策樹立請願運動」「IV、同対審答申・特別措置法

〇 第一巻～第三巻Ⅱ全国大会方針書  
 〇 第四巻Ⅱ糾弾闘争・行政闘争資料

二、各巻の特徴

① 第一巻Ⅱ第一回大会～第二十回大会

(1) 部落解放全国委員会の結成から差別行政反対闘争の始まり、部落解放同盟への改称、国策樹立請願運動の展開、そして第十八、十九回大会の日本共産党の偏向、第二十回大会での論争など、戦後の部落解放運動の流れが一望できる。

(2) 各大会とも、「活動報告」「活動方針」（又は議案書）、「宣言・決議」のすべてを収録。

(3) 巻末の「解説」は各資料の出版、大会で決定した役員を列記し、第三回・第七回・第十回・第十五回大会の項ではそれぞれ決定した「綱領」、第二十回大会の項では同対審答申をめぐる「討論」も紹介している。

② 第二巻Ⅱ第二十一回大会～第二十九回大会

(1) 同対審答申完全実施の国民運動、狭山差別裁判糾弾闘争、特別措置法即時具体化のたたかい、そして被差別統一戦線が提唱された第二十九回大会まで収めている。

(2) 各大会とも、「活動報告」「活動方針」「宣言・決議」のすべてを収録し、「解説」で出版、役員を列記しているのは第一巻と同様。

③ 第三巻Ⅱ第三十回大会～第三十五回大会

(1) 部落地名総鑑、狭山闘争、特別措置法強化改正のたたかい、そして共同闘争の展開など、近年の運動を収録。

(2) 第三巻の特徴は、約四〇頁にわたる「事項索引」と「人名索引」（いずれも本資料集第一巻～第三巻を対象）。それぞれ

「国民運動」に分け、時代順に配列。

- (3) 今回新たに収録された主な資料は、次の通り。
- ・身分解放問題に関する特別委員会（仮称）設置の要望書
  - ・松本治一郎氏らに対する不当追放の真相——関係資料集
  - ・一千億円を闘いとうろ——部落解放の国策要請書
  - ・硫酸事件糾弾要綱——闘いの勝利のために
  - ・私達は何故教員勤務評定に反対するか（大阪府連）
  - ・徳島簡易裁判所判決文（初めて糾弾権を認める）
  - ・興信所差別身許調査感謝料請求訴訟判決文
  - ・「浪速窓口一本化裁判」大阪地方裁判所判決文
- また、次のような基礎的な資料も収録。
- ・宇和島事件特集号（解放新聞）
  - ・差別撤廃闘争をいかに展開するか
  - ・「破戒」初版本復原に関する声明
  - ・福山差別裁判粉碎の訴え
  - ・全国市議長会への抗議文
  - ・吾々は市政といかに闘うか——オールロマンス差別糾弾要項
  - ・大阪府同和事業促進協議会「請願書」
  - ・解放への怒濤——西川事件差別糾弾闘争の記録
  - ・吉和中学校差別事件「真相はこうである」
  - ・和歌山県連合会「水害復興への道」
  - ・奈良県河合村「差別村政撤廃に関する請願書」
  - ・部落民は要求する——福岡市議会への請願書（案）
  - ・大阪府八尾市「差別市政撤廃に関する請願書」
  - ・日本社会党「部落問題解決政策要綱」

- ・部落問題解決のための国策樹立に関する要請書
- ・三井三池第二組合の差別ビラに対する声明書
- ・滝川教授事件糾弾闘争方針
- ・興津闘争の総括
- ・自衛隊（信太山）の差別を徹底糾弾しよう
- ・「同対審」答申完全実施要求の国民運動を組織し推進する方針
- ・映画「橋のない川」第二部糾弾要綱
- ・「差別戸籍」の糾弾闘争について
- ・朝日新聞社差別事件糾弾要綱
- ・部落解放運動と同和教育強化のために
- ・文部省生徒指導資料第三集に対する差別事件糾弾要綱
- ・差別者・木下浄一派を糾弾する
- ・部落解放対策「特別措置法」草案
- ・「同和」対策事業特別措置法の成立にあたって
- ・狭山差別裁判糾弾要綱（一九七〇年）
- ・部落解放奨学生を死に追いやった差別に対する糾弾要項
- ・久世結婚差別事件糾弾要綱
- ・八鹿高校の混乱の元凶は日共差別者集団宮本一派だ
- ・沢良宜結婚差別事件「糾弾要綱」
- ・「三雲差別自殺事件」糾弾要綱
- ・『地名総鑑』糾弾の基本方向
- ・「特別措置法」強化延長闘争をいかに闘うか
- ・水道産業新聞差別事件糾弾要綱
- ・世界宗教者平和会議における差別発言についての見解
- ・「特別措置法」三年延長と付帯決議に関する報告
- ・日本社会党「部落解放特別措置法」要綱（案）など